

宍粟農業振興地域整備計画更新業務 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

本特記仕様書は、宍粟市（以下「発注者」という。）が発注する「宍粟農業振興地域整備計画更新業務」（以下、「本業務」という。）に適用し、本業務で履行しなければならない事項について定める。

第2条 (目的)

本業務は、経済事情の変動その他情勢の推移等により、現行の宍粟農業振興地域整備計画書を見直し、農業的土地利用と農業以外の土地利用の調整を図りながら、今後、総合的に農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を示すことにより、宍粟市の農業の健全な発展を図ることを目的とする。

第3条 (受注者の義務)

受注者は、本業務の履行にあたって、業務の意図及び目的を十分に理解し、英知を集約し、最高の技術を発揮するよう努めなければならない。

第4条 (他の法令等との関係)

本業務は、本特記仕様書によるほか、次の法令等に準拠するものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律
- (2) 農地法
- (3) 農業経営基盤強化促進法
- (4) 土地改良法
- (5) 都市計画法
- (6) 測量法
- (7) 森林法
- (8) 個人情報保護法
- (9) 農用地等の確保等に関する基本方針
- (10) 兵庫県農業振興地域整備基本方針
- (11) 市町農用地利用計画の策定又は変更協議に係る同意基準及び同意基準細則
- (12) 市町農業振興地域整備計画の変更に関する県ガイドライン
- (13) 農業振興地域制度事務必携
- (14) 農業振興地域制度に関するガイドライン
- (15) 農業振興地域制度に関する参考様式集
- (16) 宍粟市総合計画後期基本計画
- (17) 農業・農村基盤図製品仕様書 Ver0.6
- (18) その他の関係法令・規則・通達等

第5条 (提出書類)

受注者は、業務着手に先立ち、特記仕様書に基づき各工程の細部計画を立案し、業務実施計画書、管理技術者届等、業務工程表、その他発注者が指示する書類を提出し、承認を受けるものとする。

第6条 (作業の内容)

本業務の概要は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 計画準備 | 1 式 |
| (2) 農用地区域データ更新 | |
| ① 更新に向けた関連資料の収集整理 | 1 式 |
| ② 現況農用地区域データ (更新) 作成 | 1 式 |
| ③ 現況土地利用図作成及び面積集計 | 1 式 |
| ④ 全体見直し方針条件図作成 | 1 式 |
| (3) 基礎資料作成 | |
| ① 資料収集整理 | 1 式 |
| ② 基礎資料の更新案作成 | 1 式 |
| ③ 基礎資料附図作成、基礎資料とりまとめ | 1 式 |
| (4) 本編作成 | |
| ① 本編作成 | 1 式 |
| ② 農用地利用計画作成 | 1 式 |
| ③ 本編附図作成 | 1 式 |
| ④ 県協議資料等作成 (農業振興地域整備計画とりまとめ) | 1 式 |
| (5) システムセットアップ及び動作確認 | 1 式 |
| (6) 業務報告書とりまとめ | 1 式 |
| (7) 打合せ協議 | 1 式 |

第7条 (配置技術者の資格要件)

受注者は、業務の円滑な進捗と業務成果の品質の確保を図る必要があるため、本業務を履行するにあたり、十分な技術力、経験、資格を有する管理技術者、担当技術者、照査技術者を配置するものとする。

2 管理技術者は、過去 10 年以内に兵庫県下で農業振興地域整備計画の策定又は更新業務に従事した実績を有し、かつ以下のいずれかの資格を有するもので、業務の全般にわたる技術監理を行うものとする。また、本業務の開始時まで、従事実績を証明する書類、資格証の写し、企業に属する証明となる保険証等の写しを発注者に提出するものとする。

(1) 技術士 (農業部門又は建設部門：都市及び地方計画)

(2) RCCM (農業土木部門又は都市計画及び地方計画部門)

3 担当技術者は、農業振興地域整備計画の策定又は更新業務に従事した実績を有するものとする。また、本業務の開始時まで、従事実績を証明する書類、企業に属する証明となる保険証等の写しを発注者に提出するものとする。

4 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有するもので、照査業務を行うものとする。また、本業務の開始時まで、資格証の写し、企業に属する証明となる保険証等の写しを発注者に提出するものとする。

5 管理技術者、担当技術者、照査技術者は、個別に配置するものとし、兼務をさせてはならない。

第8条 (情報処理及び品質管理等に係る取得認証)

受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行う必要があるため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、以下に示す資格を取得していなければならないものとし、契約締結時までに、その認証を証明する登録証の写しや認証を受けたことがわかる書類等を発注者に提出するものとする。

- (1)情報セキュリティマネジメントシステム：ISO/IEC 27001
- (2)プライバシーマーク：JIS Q 15001
- (3)品質マネジメントシステム：ISO 9001

第9条 （企業の実績）

受注者は、過去 10 年以内に兵庫県下で農業振興地域整備計画の策定又は更新業務を履行した完了実績を有していなければならないものとし、契約締結時までには、業務の完了実績を証明する契約書等の写しを発注者に提出するものとする。

第10条 （貸与資料）

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与するものとし、貸与資料については、紛失は無論のこと汚損、破損のないようその取り扱いには十分注意するものとする。また、本業務の完了後は速やかに返却するものとする。

第11条 （作業状況の報告）

発注者は、必要に応じて受注者に作業の各工程の進行状況について報告させることができる。なお、受注者は発注者から作業の各工程の進行状況について報告を請求された場合、速やかに報告しなければならないものとする。

第12条 （検査）

受注者は、原則として各工程終了時に、監督員に報告するものとし、監督員より作業検査を求められた場合は、速やかに成果の提出を行うものとする。

第13条 （疑義）

本特記仕様書に明記されていない事項、また内容の解釈に疑義を生じた場合は、監督員と協議の上、監督員の指示に従うものとする。

第14条 （契約不適合責任）

引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）場合、発注者は受注者に対し、本件目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、民法第 562 条第 1 項ただし書にかかわらず、発注者が請求した方法により履行の追完をしなければならない。

第15条 （その他）

発注者が、本業務作業中において、行政内外に対し報告、説明、協議等の必要があると判断した場合、受注者は監督員の指示に基づきその資料の作成及び説明等を行わなければならない。なお、中間報告も同様とする。

第16条 （履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 24 日までとする。

第 2 章 計画準備

第17条 （計画準備）

本業務を行うに先立ち、人員配置・必要機材・工程等を検討し、実施計画書を作成するものと

する。

第3章 農用地区域データ更新

第18条 (更新に向けた関連資料の収集整理)

受注者は、計画を策定するために必要な各種資料及びデータを収集整理するものとする。なお、整理する資料(想定)は以下のものとする。

収集整理した資料は、資料調査結果報告書として、資料取得日、各資料の作成日、担当部署、担当者等、その他必要な情報を取りまとめ、発注者に報告すること。

| | 資料名 | 担当部署 |
|----|-------------------------------|--------------------|
| 1 | 地番図データ (Shape ファイル形式) | 税務課 |
| 2 | 土地マスターデータ | 税務課 |
| 3 | 土地課税台帳 | 税務課 |
| 4 | 農地基本台帳データ (利用権設定データを含む) | 農業委員会事務局 |
| 5 | 航空写真画像データ | 税務課 |
| 6 | 現行農用地関係データ | 農業振興課 |
| 7 | 農地転用状況 (現行計画策定後) | 農業振興課 |
| 8 | 農用地区域除外、用途区分変更データ (現行計画策定後) | 農業振興課 |
| 9 | 土地改良事業実施農地データ | 農業振興課 |
| 10 | 多面的機能支払交付金事業協定農地データ及び協定図面 | 農業振興課 |
| 11 | 中山間地域等直接支払交付金事業協定農地データ及び協定図面 | 北部産業課 |
| 12 | 環境保全型農業直接支払交付金事業協定農地データ及び協定図面 | 農業振興課 |
| 13 | 地域森林計画 | 兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所 |
| 14 | その他必要と認められる資料 | — |

第19条 (現況農用地区域データ(更新)作成)

現行農用地利用計画、地番図データ等を基に、地理情報システム(GIS)による突合処理を行い、一筆ごとの現況農用地区域データを更新・作成する。

突合処理の結果、不突合となるもの等確認が必要な箇所については、発注者との協議の上、区域を確定するものとする。

第20条 (現況土地利用図作成及び面積集計)

現況農用地区域データを用いて、現況土地利用図を作成する。縮尺及び表示する色、レイアウト等については、発注者と協議の上、決定するものとする。また、同区域に含まれる地番について面積集計を行い、基礎資料に反映を行う。

第21条 (全体見直し方針条件図の作成)

現況農用地区域をふまえ、発注者の指示のもと、全体見直し方針を反映した農用地区域(見直し)データを作成する。

農用地区域(見直し)データを用いて、土地利用図を作成するとともに、同区域に含まれる地

番について面積集計を行い、計画本編及び農用地利用計画に反映を行う。

第4章 基礎資料作成

第22条 (資料収集整理)

農業振興地域整備計画の検討にあたり、必要な各種資料を収集整理するものとする。なお、発注者が、保有していない資料については、関係機関等が保有する資料を収集整理するものとする。整理する資料(想定)は以下のものとする。

1. 現行農業振興地域整備計画書(本編及び基礎資料)及び附図
2. 上位・関連計画
(宍粟市総合計画後期基本計画、宍粟市土地利用計画等)
3. 農業施策に関する各種計画等
(地域計画、宍粟市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン等)
4. 農業振興地域管理状況報告(確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況)
5. かんがい排水事業、ほ場整備事業等農業農村整備事業に関する資料(事業概要及び位置図等)
6. 企業誘致の状況
7. 農業関係統計データ(近畿地域農業ナビ等)
8. 関係各種法規制情報等(区域データを含む)
9. 農林業センサス
10. 宍粟市統計書
11. 国勢調査データ
12. その他必要と認められる資料

第23条 (基礎資料の更新案作成)

農業に関する基礎資料の作成にあたっては、「農業振興地域制度に関する参考様式集」(令和5年4月改正、農林水産省農村振興局農村政策部)(以下、参考様式集)に適合し、下記の項目に係る資料ひな形を作成した上で、協議により内容を確定していくものとする。

(1) 地域の概況

地域の人口・世帯数、農家人口、産業別就業人口、産業別生産額、開発構想等、地域の現況整理を行う。

(2) 農業生産の現況及び見通し

重点作目について生産量や粗生産額、出荷率の現況及び問題点等について調査し、今後の見通しについて整理を行う。

(3) 土地利用の現況及び見通し

農業振興地域の土地利用の動向について面積により整理を行うとともに、森林の混牧林地としての利用可能性について整理を行う。

(4) 農業生産基盤の現況及び見通し

農地の整備率について現況や目標値を明確にし、農業生産基盤の整備開発に係わる各種事業の実施状況について整理を行う。

(5) 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し

農家戸数及び耕地の現況や将来の見通しについて調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況等を整理する。

(6) 農業近代化施設整備の現況及び見通し

農業近代化施設の整備状況について調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、農業近代化施設整備に係る各種事業の実施状況等を整理する。

(7) 農業就業者育成・確保の現況及び見通し

新規就農者の現況や将来の見通しについて調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、農業就業者育成・確保施設整備に係る各種事業の実施状況等を整理する。

(8) 就業機会の現況及び見通し

農業従事者の就業の動向、他産業への就業の現状、企業誘致の現状等について調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、就業機会の今後の見通しについて整理を行う。

(9) 農村生活環境の現況及び見通し

農村生活環境整備事業等の実施状況と現在の問題点を整理する。

(10) 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し

林業の概況等について調査し、農業振興と林業振興との関連に関する現状と問題点を整理する。

(11) 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況

現在締結されている協定、申し合わせ、交換分合等の内容について整理する。

(12) 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

農業及び農村の振興及び整備のための村、農業団体、集落を含めた推進体制を整理する。また、最近5ヵ年の財政状況を整理し、農業及び農村の振興及び整備のための基礎的な資料とする。

第24条 (基礎資料附図作成)

計画書に添付する基礎資料附図を作成するものとし、想定する附図は以下とする。

- ① 農業生産基盤整備開発状況図
- ② 農用地等保全整備状況図
- ③ 農業近代化施設整備状況図
- ④ 農業就業者・育成確保施設整備状況図
- ⑤ 農村生活環境整備状況図

第25条 (基礎資料とりまとめ)

前条までの作業結果を整理し、農業振興地域整備計画書基礎資料としてとりまとめるものとする。また、資料に添付する基礎資料附図を作成するものとし、想定する附図は以下とする。

- ① 農業生産基盤整備開発状況図
- ② 農用地等保全整備状況図
- ③ 農業近代化施設整備状況図
- ④ 農業就業者・育成確保施設整備状況図
- ⑤ 農村生活環境整備状況図

第5章 本編作成

第26条 (本編作成)

前条にて整理した基礎資料を踏まえ、現行計画からの見直し方針を把握した上で、以下の項目について必要な修正・更新・追加等を行う。

本編の作成にあたっては、参考様式集に適合し、下記の項目に係る計画書ひな形を作成した上で、協議により内容を確定していくものとする。

(1) 農用地利用計画

農地全体の土地利用構想や、農用地区域及び各用途の設定方針について整理する。

- ①土地利用区分の方向
- ②農用地利用計画

(2) 農業生産の基盤の整備開発計画

農業生産の基盤の整備開発計画について、網羅的に整理するものとする。

- ①農業生産基盤の整備及び開発の方向
- ②農業生産基盤整備開発計画
- ③森林の整備その他林業の振興との関連
- ④他事業との関連

(3) 農用地等の保全計画

農業生産の基盤の保全計画について、網羅的に整理するものとする。

- ①農用地等の保全の方向
- ②農用地等保全整備計画
- ③農用地等の保全のための活動
- ④森林の整備その他林業の振興との関連

(4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

今後の農業経営の目標と農用地等の効率的、総合的な利用促進を図るための方策をとりまとめるものとする。

- ①農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向
- ②農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策
- ③森林の整備その他林業の振興との関連

(5) 農業近代化施設の整備計画

今後の農業近代化のための施設整備を図るための方策についてとりまとめるものとする。

- ①農業近代化施設の整備の方向
- ②農業近代化施設整備計画
- ③森林の整備その他林業の振興との関連

(6) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備に関する事項等について、担い手育成のあり方を及び現在計画されている施設等整備計画についてとりまとめるものとする。

- ①農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
- ②農業就業者育成・確保施設整備計画
- ③農業を担うべき者のための支援の活動

④森林の整備その他林業の振興との関連

(7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画

農業従事者の安定的な就業を図るため、農業分野における取り組み及び農業以外の分野における取り組みについてとりまとめるものとする。

- ①農業従事者の安定的な就業の促進の目標
- ②農業従事者の安定的な従業の促進を図るための方策
- ③農業従事者就業促進施設
- ④森林の整備その他林業の振興との関連

(8) 生活環境施設の整備計画

生活環境施設の整備を図るための目標と方策についてとりまとめるものとする。

- ①生活環境施設の整備の目標
- ②生活環境施設整備計画
- ③森林の整備その他林業の振興との関連
- ④その他の施設の整備に係る事業との関連

第27条 (農用地利用計画作成)

土地利用状況を取りまとめ、農用地利用計画案を作成するものとする。

全体見直しを踏まえた農用地区域について、農地、山林原野、その他等の土地の地番リストを作成する。また、とりまとめた農用地について、農業用の用途が明らかになるように農地、採草牧草地、混牧林地、農業用施設用地の用途区分ごとに地番リストを整理し、面積集計を行うものとする。

計画案は、既存の計画書との整理を行い、下記の項目について整理とりまとめる。

- ①農用地利用計画（見直し）の作成
- ②変更理由書の作成

第28条 (本編附図作成)

農業振興地域整備計画書に記載する附図を作成するものとする。想定する附図は以下とする。

- ①土地利用計画図
- ②農業生産基盤整備計画図
- ③農用地等保全整備計画図
- ④農業近代化施設整備計画図
- ⑤農業就業者育成・確保施設整備計画図
- ⑥生活環境施設整備計画図

第29条 (県協議資料等作成)

農業振興地域整備計画書案について、兵庫県農林水産部総合農政課及び関係機関等との協議・調整に係る資料作成等の支援を行い、計画書として確定させるものとする。

第30条 (システムセットアップ及び動作確認)

本業務で作成した各種図面データを発注者が利用するクラウド型 GIS システム (PASCO 社製『PasCAL for LGWAN』) にセットアップし、レイヤ設定を行うものとする。データセットアップ完了後、受注者の責任においてシステムが正常に動作するか確認等を行い、運用できる状態にすること。システム運用上のデータの不備等があれば、再度データの修正を行うものとする。システムセットに際しては発注者、受注者、システム運用保守業者との調整のうえで作業を行い、動作

確認時には3者で確認を行うものとする。なお、セットアップ及び動作確認にかかる費用については、受注者が負担すること。

第31条 (業務報告書とりまとめ)

本業務で検討・作成した結果等を取りまとめた報告書を作成するものとする。

第6章 打合せ協議

第32条 (打合せ協議)

打合せ協議は、年度ごとに初回、中間(1回程度)、最終とし合計6回以上を行うことを原則とし、協議時には協議用の資料を作成するものとする。また、業務の進捗に併せて、適宜打合せを行うこととする。なお、打合せ協議の内容については、受注者が作成した記録簿を発注者に提出し、発注者の承認を得た上で双方が1部ずつ保有するものとする。

第7章 成果品

第33条 (成果品)

本業務の成果品は次の通りとする。成果品には、ラベル処理等を行い、識別できる状態として納品すること。その他必要となる成果品は、協議の上で決定する。

- | | |
|--|----|
| (1) 農業振興地域整備計画書基礎資料 [A4 簡易製本：ホッチキスとめ] | 2部 |
| (2) 基礎資料附図 [A4 折り袋とじ] | 1式 |
| (3) 農地情報図 [Shape ファイル形式] | 1式 |
| (4) 農業振興地域整備計画書基礎資料原稿データ [MS-Word] | 1式 |
| (5) 基礎資料附図原稿データ [PDF] | 1式 |
| (6) 農業振興地域整備計画書 [A4 レザック製本] | 2部 |
| (7) 附図 [A4 折り袋とじ] | 1式 |
| (8) 窓口閲覧用図面 [見開き A0] | 1部 |
| (9) 農業振興地域整備計画書原稿データ [MS-Word] | 1式 |
| (10) 附図原稿データ [PDF] | 1式 |
| (11) 農地図形データ (shape ファイル：農振農用地を含む市内全農地を対象) | 1式 |
| (12) その他「発注者」「受注者」協議により、決定したもの | 1式 |

【年度スケジュール】

1年目業務

- ①計画準備
- ②更新に向けた関連資料の収集整理
- ③現況農用地区域データ（更新）作成
- ④現況土地利用図作成及び面積集計
- ⑤全体見直し方針条件図作成
- ⑥資料収集整理、基礎資料の更新案作成
- ⑦打合せ協議（初回、中間1回、最終）

2年目業務

- ①基礎資料附図の作成、基礎資料とりまとめ
- ②本編作成
- ③農用地利用計画作成
- ④本編附図の作成
- ⑤農業振興地域整備計画とりまとめ
- ⑥システムセットアップ及び動作確認
- ⑦報告書作成
- ⑧打合せ協議（初回、中間1回、最終）